平成２６年（フ）第５０５５号
大阪市住吉区遠里小野６丁目13番18号
債務者　小川　雅子（旧姓六車・内藤）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１７号
大阪市西成区玉出西２丁目９番６号玉出文化103、前住所大阪市西成区千本北２丁目28番13号
債務者　宮本　悦子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３４４号
大阪市生野区巽西２丁目11番27号、前住所大阪府東大阪市横小路町４丁目８番３号　グランドールＹⅡ102号
債務者　山下玲こと　金　　玲**慧**
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７８号
大阪市東淀川区大隅１丁目６番29号　マンションチャーミイ202号、前住所大阪市東淀川区大隅１丁目６番29号　マンションチャーミイ403号
債務者　池田　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３９９号
大阪市大正区平尾５丁目15番17―401号、前住所大阪府八尾市老原５丁目112番地
債務者　木村　富次
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１０号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ２―703号
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１２号
大阪市西成区橘３丁目13番21号　エムスリーコーポ橘102
債務者　池上　　孝
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１４号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ｂ―1014号
債務者　飯盛　美香（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１５号
大阪市住之江区浜口西１丁目２番13号　マスターズエル住之江584―401号
債務者　源　　京
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２４号
大阪府枚方市川原町15番５―305号
債務者　森下　　博
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３１７号
大阪市東淀川区菅原２丁目２番11号、前住所大阪市東淀川区豊里５丁目24番12号
債務者　木村　大輔
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６号
北海道旭川市東光10条８丁目４番３号
債務者　杉山久美子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６１号
川崎市幸区戸手本町２丁目223番地２　ベルサイユ川崎107、前住所川崎市幸区南幸町３丁目75番地１　ホーユウコンフォルト川崎605
債務者　小野　健一
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第２２４号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字花ノ木18番地
１　コーポリヨンＤ号
破産者　佐藤　州代
1　主文　当裁判所が平成26年10月16日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「佐藤　洲代」とあるのを「佐藤　州代」と更正する。
2　決定年月日　平成26年12月17日
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２２１号
神戸市須磨区神の谷５丁目12番31号
破産者　こもれびカウンセリング制度外福祉サービス事業所こと　原　　瑠美
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第７１５６号
東京都中央区日本橋小網町９―５―304
破産者　亡鈴木亜矢相続財産
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６６０号
東京都中央区日本橋小伝馬町10番５号
破産者　総合ビルセンター株式会社
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部